

第26期定期株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告	連結計算書類
企業集団の現況に関する事項	連結貸借対照表
当連結会計年度の事業の状況	連結損益計算書
事業の経過及び成果	連結株主資本等変動計算書
直前3事業年度の財産及び損益の状況	連結注記表
企業集団の財産及び損益の状況	計算書類
当社の財産及び損益の状況	貸借対照表
対処すべき課題	損益計算書
主要な事業内容	株主資本等変動計算書
主要な営業所	個別注記表
使用人の状況	監査報告書
主要な借入先の状況	連結計算書類に係る会計監査報告
その他企業集団の現況に関する重要な事項	計算書類に係る会計監査報告
会社の現況	監査等委員会の監査報告書
株式の状況	
新株予約権等の状況	
会社役員の状況	
責任限定契約の内容の概要	
補償契約の内容の概要	
役員等賠償責任保険契約の内容の概要	
社外役員に関する事項	
会計監査人の状況	
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	

第26期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

株式会社エヌネットワークス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事 業 報 告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調にある一方で、中東情勢やロシア・ウクライナ情勢の長期化など、世界経済の不確実性が我が国の景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、企業においては資本効率を意識した経営の要請やグローバル化、労働者不足、IT技術の進歩などさまざまな環境の変化が生じており、このような変化に対応すべく事業ポートフォリオの見直しや、ノンコア事業の分離、成長分野への積極投資といった企業自身の変革が加速しております。

一方、企業の内部では変革に対応するノウハウの不足や加熱する採用マーケット下で専門人材の採用が困難といった課題が生じており、当社グループのCFO領域を中心とした経営課題の解決に向けた実行支援のニーズが高まっております。

この様な外部環境下において、当社の重要課題であるコンサルタントの採用活動やプロジェクトマネージャーを担う人材の増加に向けた育成、海外コンサルティングの拡大に向けた営業等に引き続き注力いたしました。また、海外でのサービス提供エリア拡大に向けた資本提携の実行や、戦略投資の実行に向けたソーシングやエグゼキューション等のプロセスを円滑に進められる体制構築を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,950,803千円（前連結会計年度比8.8%増）、営業利益302,095千円（同12.2%増）、経常利益293,709千円（同16.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益301,663千円（同120.5%増）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	2021年12月期 第23期	2022年12月期 第24期	2023年12月期 第25期	2024年12月期 第26期(当期)
売上高(千円)	2,334,022	2,649,914	2,711,258	2,950,803
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	122,645	143,149	136,800	301,663
1株当たり当期純利益	43円97銭	49円41銭	46円43銭	100円25銭
総資産(千円)	2,400,699	2,379,947	2,218,179	2,281,921
純資産(千円)	1,192,356	1,259,083	1,395,645	1,571,920
1株当たり純資産	400円78銭	411円16銭	444円62銭	500円80銭

- (注) 1. 金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、2021年12月期の数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	2021年12月期 第23期	2022年12月期 第24期	2023年12月期 第25期	2024年12月期 第26期(当期)
売上高(千円)	1,985,175	2,231,889	2,338,930	2,522,286
当期純利益(千円)	249,218	114,804	196,388	268,388
1株当たり当期純利益	89円35銭	39円63銭	66円65銭	89円19銭
総資産(千円)	2,294,169	2,229,207	2,105,693	2,094,100
純資産(千円)	1,128,424	1,160,249	1,317,412	1,445,773
1株当たり純資産	388円65銭	392円89銭	438円87銭	481円32銭

- (注) 1. 金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、2021年12月期の数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(3) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

①優秀な人材の育成と採用

人材こそが持続的な成長のために最も重要な経営資源であると認識しております。特に今後の事業展開においては、多様な領域の専門家や、複数の領域にわたってサービス提供を行える優秀なコンサルタントの採用・育成が不可欠であると認識しております。

従って、優秀な人材の確保に向けて、人事評価制度や賃金制度の見直し、多様な働き方を支える業務環境や福利厚生の改善、実践型研修の充実、成長支援のための1 on 1面談の実効性強化といった制度面での対応を積極的に進めていくとともに、採用手法の拡充や選考プロセスの見直しを継続して取り組んでまいります。

また、当社グループでは、特定の分野に限定されず、管理部門領域全般／企業の変革期に関する幅広く深い知識と経験を有する高度な人材の育成・輩出に取り組んでおります。そのため、事業部の枠やサービス領域にとらわれない案件アサインメントを推進し、一人一人が多くの機会を得ることで、高い付加価値を生み出すことができるよう成長する環境を設計しております。そして、社内外問わず、人材が流動的に行き来する仕組み（リボルビングドア）を構築するため、これらの取り組みを、ブランディング活動を通じて労働市場に対して訴求し、ひいては、さらに多くの優秀な人材を惹きつける正のスパイラルを作り出すことを目指してまいります。

②企業グループとしてのグループ内連携の強化

グループ企業間における営業面等の連携を強化する事により、国内のみならず海外においても、顧客のニーズに応じてシームレスにコンサルティングサービスを提供できる組織体制を確立してまいります。

③情報セキュリティの確保

顧客企業の経営の根幹にかかる情報を取り扱う事業の特性上、情報セキュリティの確保が最重要課題であるとの認識に立ち、情報漏洩事故を防止するための社内教育や体制整備に取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
コンサルティング事業	新規株式公開（IPO）支援、企業買収や事業の売買に対する財務・会計分野におけるアドバイザリー業務、人事制度構築を中心とした組織活性化等にかかるコンサルティング業務、M&A後の事業統合支援（PMI）、アジアを中心とする新興国の成長に伴う日本企業の進出支援、経営管理強化支援（BPR）、内部統制強化支援、企業再生支援等にかかるコンサルティング業務 他
投資事業	経営支援を通じたバリューアップ活動を背景とした投資活動

(5) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区
札幌支店	北海道札幌市
関西支店	大阪府大阪市

② 子会社

名 称	所 在 地
パラダイムシフトグループ株式会社	東京都千代田区
イーエスピーシーワン株式会社	東京都千代田区
ES CONSULTING VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主义共和国
ES ACCOUNTING VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主义共和国
ES NETWORKS PHILIPPINES INC.	フィリピン共和国
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SERVICE INC.	フィリピン共和国
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SOLUTIONS INC.	フィリピン共和国

(6) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンサルティング事業	178名	9名増
投資事業	1名	増減なし
全社（共通）	52名	1名増
合計	231名	10名増

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外からの当社への受入出向者を含んでおります。また、臨時従業員は含まれておりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。前連結会計年度においては在外子会社にて営業事務等を行う部門の人員をコンサルティング事業の区分に含めておりましたが、当連結会計年度より全社（共通）の区分に変更しております。前連結会計年度末比増減については、区分を変更したうえでの増減を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140名	4名増	33.6歳	4.8年

- (注) 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外からの当社への受入出向者を含んでおります。また、臨時従業員は含まれておりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	61,662千円
株式会社りそな銀行	46,638
株式会社三菱UFJ銀行	45,852
日本生命保険相互会社	37,500
株式会社福岡銀行	33,360
株式会社北陸銀行	30,575
株式会社横浜銀行	13,160
株式会社みずほ銀行	8,315

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 普通株式 10,840,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 2,997,328株 (自己株式50,772株を除く)

③ 株主数 1,144名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
(株)58	1,047,300株	34.9%
(株)須原屋	516,100	17.2
セキュア・ベース(株)	168,000	5.6
宮部 賢一	150,100	5.0
エスネットワークスグループ社員持株会	120,970	4.0
宇野 康秀	80,000	2.7
須原 伸太郎	59,651	2.0
木地 陽介	51,500	1.7
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	46,000	1.5
(株)S・M・R・T	39,400	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式を50,772株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はございません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、すべての取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、120万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときには限られます。

② 補償契約の内容の概要

当社と取締役は、会社法第430条の2第1項に規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が保証する契約を締結しております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ・被補償者である取締役（以下、「被補償者」という）の悪意又は重過失により被補償者が被った損害等
- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・当社が損害均等を賠償するとすれば被補償者が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役江連裕子は、公益財団法人青葉園の非常勤理事であります。
当社と兼職先との特別な関係はありません。
- ・取締役若林義人は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーであります。
当社と兼職先との間で法律顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は僅少であります。
- ・取締役竹内在は、セレンディップ・ホールディングス株式会社の代表取締役社長兼CEO、天竜精機株式会社の取締役、佐藤工業株式会社の取締役、三井屋工業株式会社の取締役、セレンディップ・テクノロジーズ株式会社の取締役、セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社の取締役、エムジーホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社アペックスの取締役、株式会社レディーバードの取締役、株式会社イワヰの取締役、エクセル株式会社の取締役、エクセルホールディングス株式会社の取締役、株式会社エクセル製作所の取締役、株式会社エクセルエンジニアリングの取締役及び株式会社エクセル・ロジスティクスの取締役を兼任しています。
当社と各兼職先との特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 江連 裕子	当事業年度に開催された取締役会23回の全て及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に経済キャスターとしての経験で培った知識や見地から、監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、人事・労務管理体制について適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 若林 義人	当事業年度に開催された取締役会23回の全て及び監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士としての知識や見地から、監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制について適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 竹内 在	当事業年度に開催された取締役会23回中22回及び監査等委員会14回中13回に出席し、主に情報通信・マーケティング分野での事業経営の経験で培った知識や見地から、監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、情報セキュリティやリスクマネジメントについて適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算出根拠等の妥当性や適法性を確認しており、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3.上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬4,000千円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合その他、会計監査人が適格性、独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容と概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、2017年3月15日開催の定時取締役会において、内部統制システムの基本方針を定め、2022年3月25日及び2023年3月14日開催の取締役会において改定を行い、体制構築を進めております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

①当社及び当社子会社の取締役、海外子会社においてはそれに準ずる者（以下、「当社及び当社子会社の取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・監査等委員による監査及び内部監査人による内部監査により、業務が法令及び社内規程に準拠し適正・妥当に行なわれているか監査し、不正の発見・防止に努める。
- ・内部通報窓口を設置し、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性が保護されることにより、自由な通報や相談が担保できる仕組みを構築する。
- ・当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款並びに社内規則を遵守し、職務を執行するための行動規範として、「コンプライアンス規程」を、周知することにより、法令等遵守の徹底を図る。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録をはじめ、「文書管理規程」に定める情報を、同規程に基づき文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。
- ・取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧又は謄写できるものとする。
- ・文書等の保管期間は、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規程」によるものとする。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・法令及び社内規程等に従い、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が権限と責任をもって業務を遂行し、コンプライアンスを徹底するものとする。
- ・各種リスクに対して各部門にてリスク管理を行い、コラボレート・パートナー及び各室長、部長が重要性を認識の上、リスク管理の状況を取締役会及び経営会議又は必要に応じ

監査等委員会に報告する体制をとる。

- ・業務プロセスについては、内部監査によりリスクの軽減及び発生防止に努める。
- ・情報管理に関するリスクについては、各部門に情報セキュリティ管理者を定め、「情報セキュリティ基本規程」に基づきリスク管理を行なう。
- ・グローバルコーポレート部内に法務担当者を置き、法律に関する専門的な判断が必要となる場合には、適宜、弁護士より助言を受ける。

④当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会並びに隨時行う臨時取締役会において、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ・権限と責任の明確化のもと、迅速で機動的な業務執行を行うため経営会議を開催し、その検討結果を経て取締役会で決議することとする。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及びその子会社の代表取締役、海外子会社においてはそれに準ずる者は、当社グループの業務の適正を確保するため内部統制の構築及び運用を行なう。
- ・当社は、グループ各社の業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」に従い、グローバルコーポレート部を中心に各社に対する牽制機能を果たす仕組みとする。
- ・当社は、その子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する内部通報制度への参加を求める。
- ・当社の内部監査人は、グループ各社に対する内部監査を実施する。

⑥当社の監査等委員会がその補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する体制

- ・当社は、監査等委員会から求めがある場合には、速やかに監査等委員会の業務補助のための使用人として監査等委員会スタッフを置くこととし、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査等委員会スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、人事異動・人事評価等にかかる事項については事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制に関する事項

- ・当社及び当社子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは当社及び当社子会社の取締役等ないしは使用人の不正行為もしくは法令・定款違反等を発見したときは、直ちにその事実を報告するものとする。
- ・監査等委員は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ隨時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人からの重要事項の報告を受けるものとする。

⑨当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑪その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査等委員会がいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対するヒアリングを実施することができる体制を構築する。

- ・当社は、監査等委員会が代表取締役、会計監査人、内部監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する機会を保証する。

⑫財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
- ・内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑬反社会的勢力排除に向けた体制

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを「コンプライアンス規程」に定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- ・反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。
- ・事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除と共に損害賠償請求に応じる義務を負う等の「暴力団排除条項」を契約書面にて交わしている。
- ・従業員等の雇用にあたり、入社時提出の「宣誓書」において、被採用者自らが反社会的勢力等でないこと、もしくはそれと関わりがないことを宣言させている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は23回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名で構成されております。また、コンプライアンス意識を高める目的で、全会議においてグローバルコーポレート部より情報発信するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い改正するとともに、その内容をイントラネット上で周知し、常時確認できるようにしております。

- ② 監査等委員会は14回開催され、監査等委員は、監査等委員会において定めた監査基準及び

監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役、内部監査人、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査人は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告後、直ちに監査等委員会へも直接報告しております。

(3) 剰余金の配当等に関する決定方針

当社は、株主への安定した利益還元を通じた中長期的な企業価値の向上を経営上の重要課題の一つと捉えております。配当政策につきましては、連結株主資本配当率（DOE）10%を基準とした安定的な配当を実施していく方針であります。

上記方針に基づき、当連結会計年度（2024年12月期）は1株当たり期末配当額を45円と決定いたしました。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,798,207	流動負債	655,794
現金及び預金	1,260,249	一年内返済予定の長期借入金	222,856
売掛金	300,744	賞与引当金	16,975
仕掛品	1,285	未払金	168,118
営業投資有価証券	126,442	未払法人税等	123,827
その他	182,556	契約負債	35,504
貸倒引当金	△73,070	その他	88,513
固定資産	483,713	固定負債	54,206
有形固定資産	165,621	長期借入金	54,206
建物	138,340	負 債 合 計	710,000
その他	27,281	(純資産の部)	
無形固定資産	698	株主資本	1,456,879
その他	698	資本金	567,000
投資その他の資産	317,394	資本剰余金	246,316
投資有価証券	127,606	利益剰余金	702,250
繰延税金資産	30,912	自己株式	△58,687
敷金及び保証金	141,208	その他の包括利益累計額	44,172
その他	18,050	その他有価証券評価差額金	16,105
貸倒引当金	△384	為替換算調整勘定	28,066
資 产 合 计	2,281,921	新株予約権	3,114
		非支配株主持分	67,754
		純 資 产 合 计	1,571,920
		负 債 纯 资 产 合 计	2,281,921

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		2,950,803
売上原価		1,608,261
売上総利益		1,342,542
販売費及び一般管理費		1,040,447
営業利益		302,095
営業外収益		
受取利息	1,730	
為替差益	10,497	
その他	351	
		12,579
営業外費用		
支払利息	2,765	
投資事業組合運用損	3,257	
貸倒引当金繰入	10,796	
株式報酬費用消滅損	3,124	
その他	1,020	
		20,965
経常利益		293,709
特別利益		
事業譲渡益	60,000	
投資有価証券売却益	114,341	
		174,341
特別損失		
投資有価証券評価損	12,030	
投資有価証券売却損	39,918	
		51,948
税金等調整前当期純利益		416,101
法人税、住民税及び事業税	123,017	
法人税等調整額	△9,964	
		113,052
当期純利益		303,049
非支配株主に帰属する当期純利益		1,385
親会社株主に帰属する当期純利益		301,663

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	567,000	246,388	542,277	△83,568	1,272,096
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△122,782		△122,782
親会社株主に帰属する当期純利益			301,663		301,663
自己株式の処分		△18,907		63,231	44,324
自己株式の取得				△38,350	△38,350
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△72			△72
利益剰余金から資本剰余金への振替		18,907	△18,907		—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	△72	159,973	24,881	184,782
当連結会計年度末残高	567,000	246,316	702,250	△58,687	1,456,879

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計				
当連結会計年度期首残高	39,306	20,095	59,401	3,131	61,014		1,395,645
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当			—				△122,782
親会社株主に帰属する当期純利益			—				301,663
自己株式の処分			—				44,324
自己株式の取得			—				△38,350
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			—				△72
利益剰余金から資本剰余金への振替			—				—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△23,201	7,971	△15,229	△17	6,739		△8,507
当連結会計年度変動額合計	△23,201	7,971	△15,229	△17	6,739		176,274
当連結会計年度末残高	16,105	28,066	44,172	3,114	67,754		1,571,920

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称
パラダイムシフトグループ株式会社
イーエスピーシーワン株式会社
ES CONSULTING VIETNAM CO.,LTD.
ES ACCOUNTING VIETNAM CO.,LTD.
ES NETWORKS PHILIPPINES INC.
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SERVICES INC.
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SOLUTIONS INC.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

VIETNAM FLAGSHIP ASSET MANAGEMENT LLC.

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社

VIETNAM FLAGSHIP ASSET MANAGEMENT LLC.

- ・持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券(営業投資有価証券含む)

・市場価格のない株式等以外 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

また、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な契約形態における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. 企業結合・分離実行支援等のスポット契約

企業結合・分離実行支援においては財務戦略/成長戦略の一環として顧客企業がM&Aを実行する際に、組織機能立ち上げの段階から各種ディールの実行までの様々な段階でサービスを提供しております。これらの契約はサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

□. PMIコンサルティング等のランニング契約

PMIコンサルティングにおいてはM&A実施後のシナジー効果実現・企業価値向上を目的とする顧客企業の管理体制全般の構築に関して、主に顧客企業に常駐支援を行う形態でのコンサルティングサービスを提供しております。これらの契約は主としてサービス期間（一定期間）に応じて収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「受取利息」は273千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産30,912千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎として見積もっております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 営業投資有価証券及び投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

　　営業投資有価証券 126,442 千円

　　投資有価証券 127,606 千円

　　投資有価証券評価損 12,030 千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等については、実質価額が取得価額と比べて著しく下落した場合には、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

営業投資有価証券及び投資有価証券の評価における重要な見積りは、取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画であり、その将来利益計画の重要な仮定は、投資先の作成した事業計画、当該計画の実現可能性、及びそれらに基づく回復可能性であります。

これらの営業投資有価証券及び投資有価証券の評価においては、投資先の経済環境の変化等により、翌連結会計年度の連結計算書類において営業投資有価証券及び投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 82,354千円

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額総額	150,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	150,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,048,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月19日 取締役会	普通株式	122,782	41	2023年12月31日	2024年3月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月7日 取締役会	普通株式	134,879	45	2024年12月31日	2025年3月10日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 377,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容、そのリスク及びリスクの管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

敷金及び保証金は、取引先企業の信用リスクに晒されておりますが、取引先の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握に努めております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（（注）1を参照下さい。）

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払法人税等及び契約負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷金及び保証金	141,208	125,677	△15,531
資産計	141,208	125,677	△15,531
(2) 長期借入金(一年内返済予定の長期借入金含む)	277,062	274,543	△2,518
負債計	277,062	274,543	△2,518

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式	126,442千円
投資有価証券	
非上場株式	49,759千円
投資事業組合出資	77,847千円

これらについては、上記表に含まれておりません。

(注) 当連結会計年度において、非上場株式について12,030千円の減損処理を行っております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金および保証金	—	125,677	—	125,677
長期借入金(一年内返済予定の長期借入金含む)	—	274,543	—	274,543

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金および保証金

時価は、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった返還予定期間に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(一年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	500円80銭
(2) 1株当たりの当期純利益	100円25銭

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	コンサルティング事業
スポット契約（一時点）	279,124
ランニング契約（一定期間）	2,671,678
顧客との契約から生じる収益	2,950,803
外部顧客への売上高	2,950,803

投資事業については当連結会計年度において収益は発生しておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	278,561
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	300,744
契約負債(期首残高)	50,187
契約負債(期末残高)	35,504

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称 税理士法人工スネットワークス

(2) 分離した事業の内容 事業承継顧問事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、変革フェーズにある企業に対してCFO機能をワンストップで提供しており、特に当社の特徴である常駐型の実務実行支援という形で提供するサービスに対する需要は引き続き高く、より一層注力するため、事業承継顧問事業を譲渡することとしたものです。本事業は、主に事業承継フェーズのお客様に対する親族内承継(株式承継)支援及び関連する非常駐での経営改善支援が中心の役務提供となっております。この役務提供を行う中で税務領域の関連性が非常に強いため、従来より提携関係にある税理士法人工スネットワークスに譲渡する事といたしました。

(4) 事業分離日

2024年7月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受け取り対価を現金等のみとする事業譲渡

尚、譲渡価格に関しては①事業譲渡時に確定する対価（以下「クロージング対価」）と、②アーンアウト条件達成に伴う成功報酬（以下「アーンアウト対価」）で構成されます。クロージング対価とアーンアウト対価の内容は以下のとおりです。

①クロージング対価

クロージング時に確定する対価は60百万円であり、2回に分けた現金決済にて受取予定です。

②アーンアウト対価

クロージング日から1年後を判定基日とし、移転した承継契約の継続状況に応じて、あらかじめ定めた算定方法を用いて求められた金額を対価とし、現金決済にて受取予定です。

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき処理を行っております。

なお、2024年12月期連結会計年度において、本事業分離に関連する収益60,000千円を事業譲渡益として、特別利益に計上しております。また、アーンアウト対価については、その金額が合理的に決定可能となった時点で追加的に損益を認識する予定です。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

コンサルティング事業

4. 当連結会計期間の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 26,346千円

売上総利益 13,786千円

(その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,451,724	流動負債	594,121
現金及び預金	1,083,723	一年内返済予定の長期借入金	222,856
売掛金	259,924	未払費用	3,467
仕掛品	1,285	未払金	164,689
前払費用	48,219	未払法人税等	123,373
関係会社短期貸付金	13,000	預り金	5,913
その他	45,571	契約負債	8,250
固定資産	642,375	その他	65,570
有形固定資産	163,051	固定負債	54,206
建物	138,340	長期借入金	54,206
工具、器具及び備品	24,711		
無形固定資産	698	負 債 合 計	648,327
ソフトウェア	698		
投資その他の資産	478,626	(純資産の部)	
投資有価証券	127,606	株主資本	1,426,554
関係会社株式	60,743	資本金	567,000
関係会社長期貸付金	155,000	資本剰余金	244,380
敷金及び保証金	135,990	資本準備金	244,380
繰延税金資産	30,912	利益剰余金	673,861
長期前払費用	9,706	利益準備金	8,173
その他	3,909	その他利益剰余金	665,687
貸倒引当金	△45,243	繰越利益剰余金	665,687
資 产 合 计	2,094,100	自己株式	△58,687
		評価・換算差額等	16,105
		その他有価証券評価差額金	16,105
		新株予約権	3,114
		純 資 产 合 计	1,445,773
		负 債 纯 资 产 合 计	2,094,100

損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	2,522,286
売上原価	1,367,957
売上総利益	1,154,329
販売費及び一般管理費	883,631
営業利益	270,698
営業外収益	
関係会社受取利息	2,924
為替差益	195
その他	273
	3,392
営業外費用	
支払利息	2,765
投資事業組合運用損	3,257
株式報酬費用消滅損	3,124
貸倒引当金繰入	9,796
その他	137
	19,082
経常利益	255,008
特別利益	
事業譲渡益	60,000
投資有価証券売却益	114,341
	174,341
特別損失	
投資有価証券評価損	12,030
投資有価証券売却損	39,918
	51,948
税引前当期純利益	377,401
法人税、住民税及び事業税	119,466
法人税等調整額	△10,453
	109,012
当期純利益	268,388

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	567,000	244,380	—	244,380	8,173	538,989	547,162	△83,568	1,274,974		
当期変動額											
剰余金の配当			—			△122,782	△122,782		△122,782		
当期純利益			—			268,388	268,388		268,388		
自己株式の処分			△18,907	△18,907				—	44,324		
自己株式の取得				—				—	△38,350		
利益剰余金から資本剰余金への振替			18,907	18,907		△18,907	△18,907		—		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—				—	—		
当期変動額合計	—	—	—	—	—	126,698	126,698	24,881	151,579		
当期末残高	567,000	244,380	—	244,380	8,173	665,687	673,861	△58,687	1,426,554		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	39,306	39,306	3,131	1,317,412
当期変動額				
剰余金の配当				△122,782
当期純利益				268,388
自己株式の処分				44,324
自己株式の取得				△38,350
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△23,201	△23,201	△17	△23,218
当期変動額合計	△23,201	△23,201	△17	128,361
当期末残高	16,105	16,105	3,114	1,445,773

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| ・子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ・その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |
| ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

また、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～15年 |

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な契約形態における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. 企業結合・分離実行支援等のスポット契約

企業結合・分離実行支援においては財務戦略/成長戦略の一環として顧客企業がM&Aを実行する際に、組織機能立ち上げの段階から各種ディールの実行までの様々な段階でサービスを提供しております。これらの契約はサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

ロ. PMIコンサルティング等のランニング契約

PMIコンサルティングにおいてはM&A実施後のシナジー効果実現・企業価値向上を目的とする顧客企業の管理体制全般の構築に関して、主に顧客企業に常駐支援を行う形態でのコンサルティングサービスを提供しております。これらの契約は主としてサービス期間（一定期間）に応じて収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 30,912千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法及び見積りの内容は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(1)繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(2) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 127,606千円

投資有価証券評価損 12,030千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法及び見積りの内容は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(2)営業投資有価証券及び投資有価証券の評価」の内容と同一であります。

(3) 関係会社に対する投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 60,743千円

関係会社短期貸付金 13,000千円

関係会社長期貸付金 155,000千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、関係会社の財政状態、直近の事業環境とそれを反映させた事業計画に基づき、実質価額が取得価額と比べて著しく下落した場合には、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、関係会社に対する貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

関係会社に対する投融資の評価における重要な見積りは、取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画及び貸付金返済のための資金計画であり、その将来利益計画及び資金計画の重要な仮定は、顧客数及び顧客別単価といった将来の売上高の予測等であります。

これらの関係会社の投融資の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、関係会社の事業計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	58,132千円
(2) 区分掲記されたもの以外で、関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	2,728千円
② 短期金銭債務	8,390千円
③ 長期金銭債権	3,909千円
(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越限度額総額	150,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	150,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	7,148千円
売上原価	23,310千円
営業取引以外の取引高	4,067千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

50,772株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	13,028千円
投資有価証券評価損	38,957千円
貸倒引当金繰入超過額	13,853千円
未払事業税	8,944千円
未払金	19,550千円
資産除去債務	2,531千円
減価償却超過額	4,195千円
株式報酬費用	3,637千円
その他	3,587千円
小計	108,285千円
評価性引当額	△69,385千円
繰延税金資産合計	38,899千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,107千円
その他	△878千円
繰延税金負債合計	△7,986千円
繰延税金資産の純額	30,912千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	イ-エスピ-シ-ケン(株)	東京都千代田区	150千円	投資事業	所有間接100%	経理事務事業資金の貸付	利息の受取(注2)	1,333	関係会社長期貸付金	70,000
子会社	ハラタ・イムシフトグループ(株)	東京都千代田区	50,000千円	投資事業	所有直接100%	経理事務事業資金の貸付	資金の貸付利息の受取(注2)	25,000 409	関係会社長期貸付金	36,000
子会社	ES NETWORKS PHILIPPINES INC.	フィリピン共和国マカティ市	11,000千PHP	コンサルティング事業	所有直接100%	事業資金の貸付	利息の受取(注2)	1,181	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金(注1)	13,000 49,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 合計10,986千円の貸倒引当金繰入額を計上し、貸倒引当金の合計は44,859千円となっております。
2. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

(2) 役員及び主要株主等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 481円32銭
(2) 1株当たりの当期純利益 89円19銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(企業結合等関係)

連結注記表「10. その他の注記 (企業結合等関係)」に記載しているため、省略しております。

(その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

株式会社エスネットワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久世 浩一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田村 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスネットワークスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスネットワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取りや会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

株式会社エスネットワークス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世 浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 村 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスネットワークスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月18日

株式会社エスネットワークス 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 部 賢一	印
監査等委員 江 連 裕子	印
監査等委員 若 林 義人	印
監査等委員 竹 内 在	印

(注) 監査等委員江連裕子、若林義人及び竹内在は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上